

下記の筆界特定の手続に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告します。

筆界特定手続の表示

対象土地 大阪市城東区中浜三丁目 5 6 番 1 5
同所 5 7 番 3